

風俗営業所等管理者講習予定

【令和7年3月～5月】

風俗営業所等管理者講習は、下記の通り実施される予定です。

管理者講習が実施されるときは、東京都公安委員会から管理者講習の実施予定期日の30日前までに、管理者講習の受講を必要と認める風俗営業者に対して「管理者講習通知書」により通知されます。通知書が届いた場合は、実施日、時間、会場をよく確認の上、講習会場に來所していただきますようお願いいたします。

この講習は法律に定められたもので、営業所の管理者として選任された日からおおむね3年に1回受講することが義務付けられております。しかし、病気その他やむを得ない理由により管理者を受講させることができない場合は、講習実施予定日の10日前までに、同公安委員会に受講させることができない旨及びその理由を記載した書面を提出しなければなりません。詳しくは、最寄りの警察署生活安全課の担当者までお問い合わせください。正当な理由がなく受講させなかった場合には、行政処分の対象ともなります。なお受講するにあたって講習手数料2,600円（現金）が必要となります。

月	日・曜日	業種	会場	警察署
3月	6日(木)	接待飲食等営業	としま産業振興プラザ	富坂、大塚、本富士、駒込、巣鴨、池袋、目白、滝野川、王子、赤羽、板橋、志村、高島平、練馬、光が丘、石神井警察署管内の営業所
	12日(水)	接待飲食等営業	サンパール荒川	上野、下谷、浅草、蔵前、尾久、南千住、荒川、千住、西新井、竹の塚、綾瀬、深川、城東、向島、亀有、葛飾警察署管内の営業所
	13日(木)	特定遊興飲食店営業	日本橋社会教育会館	全 署
	19日(水)	ぱちんこ営業	としま産業振興プラザ	牛込、新宿、戸塚、四谷、中野、野方、杉並、高井戸、荻窪、富坂、大塚、本富士、駒込、巣鴨、池袋、目白、上野、下谷、浅草、蔵前、尾久、南千住、荒川、千住、西新井、竹の塚、綾瀬、昭島、立川、東大和、府中、小金井、田無、小平、東村山、武蔵野、三鷹、調布、青梅、五日市、福生、八王子、高尾、南大沢、町田、日野、多摩中央、滝野川、王子、赤羽、板橋、志村、高島平、練馬、光が丘、石神井警察署管内の営業所
	26日(水)	接待飲食等営業	たましんRISURUホール	昭島、立川、東大和、府中、小金井、田無、小平、東村山、武蔵野、三鷹、調布、青梅、五日市、福生、八王子、高尾、南大沢、町田、日野、多摩中央警察署管内の営業所
4月	10日(木)	接待飲食等営業	日本橋社会教育会館	築地警察署管内の営業所
	17日(木)	接待飲食等営業	日本橋社会教育会館	麹町、丸の内、神田、万世橋、中央、久松、月島、愛宕、三田、高輪、品川、大井、大崎、荏原、大森、田園調布、蒲田、池上、東京空港、世田谷、北沢、玉川、成城、目黒、碑文谷、渋谷、原宿、代々木警察署管内の営業所
	24日(木)	接待飲食等営業	日本橋社会教育会館	麹町、丸の内、神田、万世橋、中央、久松、月島、愛宕、三田、高輪、品川、大井、大崎、荏原、大森、田園調布、蒲田、池上、東京空港、世田谷、北沢、玉川、成城、目黒、碑文谷、渋谷、原宿、代々木警察署管内の営業所
5月	7日(水)	接待飲食等営業	麻布区民センター	麻布・赤坂
	14日(水)	遊技場営業 (ぱちんこを除く)	麻布区民センター	麹町、丸の内、神田、万世橋、中央、久松、築地、月島、愛宕、三田、高輪、麻布、赤坂、東京湾岸警察署管内の営業所
	22日(木)	遊技場営業 (ぱちんこを除く)	大田区民ホールアブリコ	品川、大井、大崎、荏原、大森、田園調布、蒲田、池上、東京空港、世田谷、北沢、玉川、成城、目黒、碑文谷、渋谷、原宿、代々木、中野、戸塚、牛込警察署管内の営業所
	27日(火)	接待飲食等営業	としま産業振興プラザ	新宿

上記管理者講習予定一覧表をご覧になって「講習予定日に該当しているが通知書が届かない」とのお問い合わせが寄せられています。通知書が届かなければ受講義務は生じませんので、通知書が届くのを待ちください。